

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 39 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「別表第 8」を「別表第 9」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「別表第 7」を「別表第 8」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「別表第 6」を「別表第 7」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「別表第 5」を「別表第 6」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の規定に基づく汚染  
土壌処理業の許可に関する事務 別表第 2

第 4 条第 1 項第 2 号中「別表第 8」を「別表第 9」に改める。

別表第 8 中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同表を別表第 9 とする。

別表第 7 を別表第 8 とし、別表第 2 から別表第 6 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

| 区 分  | 単 位    | 金 額       |
|--|--------|-----------|
| 土壌汚染対策法（以下この表において「法」という。）第 2 2 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可 | 1 件につき | 229,000 円 |
| 法第 2 2 条第 4 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新                      | 1 件につき | 221,000 円 |
| 法第 2 3 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可              | 1 件につき | 217,000 円 |

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可に関する事務について手数料を徴収することとするため